

# BVCJ Report Vol.37

2011年8月19日

## いわゆる「ドメスティック」企業がIFRSを適用する5つのメリット

国際会計基準(以下、本レポートにおいては「IFRS」と称する)の適用は、①のれんの非償却②信用リスク変動の純資産への反映③減損損失の戻し入れ④債務超過子会社の損失分担⑤退職給付債務の数理計算上の差異の取り扱いの5点において、主に日本国内で事業を展開し、資本も日本国内で集めている比較的小規模な企業、すなわちいわゆる「ドメスティック」企業にとってグローバルな大企業以上に大きなメリットをもたらすと考えられる。

一般に、IFRSは、グローバルなビジネス展開を行っており、全世界から幅広く資本を集める必要のある企業ならばともかく、日本企業の大多数を占めるいわゆる「ドメスティック」企業には適していないと評されることが多い。また、従来の日本基準に通曉した経営者や会計実務担当者にとっては、なじみのないIFRSの適用は負担が重く、可能な限り避けたいと考えるのが本音であろう。こうしたIFRSへの根強い忌避感情が燻る中、金融庁は、IFRSの強制適用は、仮にするとしても早くとも2017年以降に延期する旨の大臣談話を公表した。これを機に、日本企業におけるIFRSの適用気運は、一部のグローバル企業を除き、一気に萎縮した模様である。

しかしながら、現在の日本基準とIFRSとの相違点のうち、比較的損益インパクトが大きいと考えられるものの中に、いわゆるドメスティック企業にとってグローバル企業以上に有利に働くと考えられる要素を5つ指摘することができる。すなわち、①のれんの非償却②信用リスク変動の純資産への反映③減損損失の戻し入れ④債務超過子会社の損失分担⑤退職給付債務の数理計算上の差異の取り扱いの5点である。

まず、のれんの非償却について検討する。日本基準では企業結合により取得したのれんはその後の事業展開の成功/失敗にかかわらず償却しなければならないが、IFRSでは、のれんは償却せず毎期減損テストを行うとされており、企業結合後の事業展開が少なくとも減損を要しない程度に成功している限り費用処理する必要は生じない。これは、縮小する日本市場における生存戦略の上で特にM&Aの必要性が高いと考えられるドメスティック企業にとって大きなメリットであり、相対的にのれん償却費の負担が重くなりがちな小規模企業にとって相対的により大きなメリットとなり得る。

次に、信用リスク変動の純資産への反映について検討する。社債を発行し、時価のある負債で資金調達を行っている会社において、業績が悪化し、信用リスクが高まると、社債の市場金利は信用リスクの上昇を織り込ん

---

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払ひ、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

Copyright (C) BVCJ All Rights Reserved.

で上昇し、社債の時価が低下する。その結果、社債の時価総額は、発行体企業の返済義務額を下回ることとなる。日本基準では、このような負債の時価変動は会計上一切考慮しないが、国際会計基準では、こうした負債の時価変動をその他包括損益に計上することとなる(ただしサイクリングは禁止されているため、損益計算書に負債評価損益が計上されることはない)。これは、業績悪化時に純資産の縮小を緩和する効果があり、一般に財務構造の安定性がグローバル企業と比べて相対的に脆弱なことの多いドメスティック企業にとってこそ相対的に大きなメリットと考えられる。

次に、減損損失の戻し入れについて検討する。日本基準では、いったん計上した減損損失は、対象資産から生じるキャッシュ・フローが健全化を果たした後も戻し入れされることはないが、IFRSでは、のれんの場合を除き、減損損失計上の原因となった事象がなくなった場合、減損損失を計上しなかった場合の適正な減価償却費を控除した適正な簿価まで減損損失を戻し入れることとされている。これによる損益改善効果もさることながら、当該事業の担当者にとっても、業績改善の目に見える目標として前向きなやる気を喚起する副次的効果も考えられる。こうしたメリットは、やはり、相対的に規模の小さいドメスティック企業により大きなメリットとなると考えられる。

次に、赤字子会社の損失分担について検討する。日本基準では、債務超過子会社から生じる損失は少数株主持分に負担させず全額親会社負担とするが、IFRSでは、債務超過子会社からの損失も親会社・被支配株主持分に比例配分する。そのため、親会社の負担が相対的に軽くなる。このメリットの相対的大きさは企業規模の大小よりも株主構成に依存するため、必ずしもドメスティック企業にとって相対的に大きいとは言えないものの、同様の株主構成のグローバル企業とドメスティック企業の比較においては、やはり相対的に小規模のドメスティック企業により大きなメリットとなるであろう。

最後に、退職給付債務の数理計算上の差異の取り扱いについて検討する。

日本基準では、数理計算上の差異は発生時にはオフバランスとし、その後 10 年で償却され損益を通じて純資産に反映されるが、IFRSでは、発生した期に全額その他包括損益を通じて純資産に反映される。この結果、数理計算上の差異償却額が損益計算から除外されるというメリットがある一方、数理計算上の差異の発生による純資産の変動が 10 倍のインパクトを生じることになるというデメリットがある。

この点、一般にはIFRS適用のデメリットの筆頭にあげられる傾向があるが、これをいわばショック療法として、給付条件の変更や確定拠出年金への転換を図る契機として利用することも考えられる。一方で、小規模な企業においては退職給付制度の企業負担が相対的に軽いケースも多く、IFRS適用のデメリットが相対的に小さいケースも考えられる。

以上のような考察をふまえると、IFRSはドメスティック企業である自社には無縁と脊髄反射的に忌避せず、一度適用のメリットを検討する価値はあるのではないだろうか。

以上

(文責 公認会計士・日本証券アナリスト協会検定会員 安室 保宏)

---

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払い、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ピバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

Copyright (C) BVCJ All Rights Reserved.